

事 務 連 絡

平成31年3月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の
取扱いに係る解釈及び運用について

平成31年3月12日付け国自旅第277号にて発出した「2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」の解釈及び実務的な運用等については、下記のとおりとするので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. すでに1円単位運賃を実施している事業者における別紙2の「Ⅱ. 3. 改定上限運賃・料金の算出方法」の解釈について

すでに1円単位運賃を実施している事業者においては、現に10円単位及び1円単位の2種類の上限運賃・料金が存在しているが、その場合の今回の消費税率引上げに伴う改定上限運賃・料金の算出は、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 前回の消費税率引上げに伴い認可された1円単位の上限運賃・料金の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）に $110/108$ を乗じた値を改定上限運賃・料金とし、1円単位運賃・料金については1円未満の端数を四捨五入し、10円単位運賃・料金については10円未満の端数を切り上げにより処理するものとする。
- (2) 消費税率5%時の上限運賃・料金からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限運賃・料金に $110/100$ を乗じた値を改定上限運賃・料金とし、1円単位運賃・料金については1円未満の端数を四捨五入し、10円単位運賃・料金については10円未満の端数を切り上げにより処理するものとする。

2. 別紙2の「Ⅱ. 4. (1) 認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で設定する実施運賃・料金の届出」については、道路運送法施行規則第8条第4項の規定に基づき、以下によることができる。

- (1) 上限運賃・料金の変更認可申請の際に、新たに設定する実施運賃に係る書類を添付することにより、当該届出を省略することができる。

- (2) 具体的には、上限運賃・料金の変更認可申請の際に添付する「普通旅客運賃新旧対照表」の変更実施運賃の欄に、新たに設定する実施運賃を記入することによる。
- (3) その際の上限運賃・料金の変更認可申請書は、別添様式によるものとする。

3. 今般の消費税率引上げに伴う運賃・料金改定に係る上限運賃・料金の変更認可の処分権限に関しては、次のとおりとなる。

- (1) 道路運送法施行規則第67条第1項第3号の規定に基づき、当該認可申請に係る運賃等の上限が適用される路線の長さが200km未満、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が100両未満である場合には、地方運輸局長権限となる。
- (2) よって、処分権限の判断に当たっては、軽微な運賃・料金として上限認可の対象となっていない高速乗合バス（路線長概ね50km以上のもの）、定期観光バス、協議運賃によるコミュニティバス、区域運行等に係る路線の長さ及び事業用自動車の数は除外することとなる。

4. 前回（平成26年4月）の消費税率引上げ時に消費税率引上げに伴う運賃改定を実施していない事業者の取扱いについて

「平成26年4月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」（平成25年10月29日付け国自旅第268号）別紙2の「Ⅱ. 5. (8)」の記載に基づき、前回の消費税率引上げの際に、「運賃改定を行うことができない旨」の届出を行った事業者については、今回、消費税率5%時の上限運賃からその5/105に相当する額を控除した税抜き上限運賃に110/100を乗じて改定上限運賃の算出ができるものとする。

5. 上限運賃・料金の変更認可申請に向けた事業者への対応

事業者から照会があった場合には、地方運輸局及び運輸支局において、必要に応じてヒアリングを実施する等により、端数処理を含めた転嫁の方法や考え方等が適切かどうかを適宜確認するものとし、事業者が適切かつ円滑に申請を行えるよう最大限配慮することとする。なお、対応に当たり不明な点がある場合には、本省旅客課まで照会されたい。

番 号
年 月 日

国土交通大臣(※) 殿

(※)大臣権限事案以外の場合は地方運輸局長。

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限を変更したいので、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づき下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇
2. 変更しようとする上限運賃を適用する路線
一般バス全路線
3. 変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 変更しようとする理由
2019年10月1日からの消費税率引上げ分の転嫁のため
5. 実施運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
6. 実施予定日
2019年10月1日
7. 添付書類
(1) 増収率算定表及び増収率調整表
(2) 普通旅客運賃新旧対照表